

自転車の通行等に関するルールが改正されました。

道路交通をめぐる最新の情勢に対応し、随時、法改正がなされていますが、平成19年6月20日に公布された改正道路交通法の「普通自転車の歩道通行に関する規定」(第10条、63条の4)は、本年6月1日より施行されています。以下の通り、普通自転車の歩道通行可能要件が明確化されました。
〔(財)全日本交通安全協会・警察庁作成チラシより資料引用〕



自転車で歩道通行ができるのは、
道路標識等で指定された場合
運転者が児童、幼児等の場合
車道又は交通の状況からみてやむを得ない場合
以上の3点に限られます。



ただし、警察官や交通巡視員が、歩行者の安全を確保するために必要があると認めて、歩道を通行してはならない旨を指示したときは、歩道を自転車に乗って通行してはいけません。



道路標識等により歩道通行できるとされている場合



道路標識等により歩道通行できるとされている場合



運転者が児童、幼児等の場合
車道又は交通の状況からみてやむを得ない場合



歩行者も

「普通自転車通行指定部分」をできるだけ避けて通行する努力義務があります。

自転車安全利用五則を守りましょう。

自転車は
車道が原則、歩道は例外

道路交通法上、自転車は軽車両と位置付けられています。したがって、歩道と車道の区別のあるところは車道通行が原則です。

著しく歩行者の通行を妨げることとなる場合を除き、路側帯を通行することができますが、その場合は、歩行者の通行を妨げないような速度と方法で通行しなければなりません。



車道は左側を通行

自転車は道路の左端によって通行しなければなりません。



〔その他〕

(自転車歩道通行可能な場合でも)
歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
安全ルールを守る
* 飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
* 夜間はライトを点灯
* 交差点での一時停止と安全確認
子供はヘルメットを着用

法改正の趣旨を踏まえた工事安全対策をお願いします。

管内で自転車の通行に関して、以下のような事が起こりました。

〔事例概要〕

防護柵設置工事現場付近において、男性が下り車線路側帯を自転車に乗車して通行しようとしたところ、相手側の不注意により、工事に伴い路側帯に設置していた仮設安全施設(単管A型バリケード)に衝突、転倒し外傷を負った。



現地写真

落下物は大きな事故につながります!!

[事故概要]

維持作業において、距離標設置のため1tトラックで移動中、荷台に積載していた矢印表示板が何らかの原因で落下し、その後一般車両が落下した表示板に接触、当該車両を損傷させた。作業車両は途中で表示板が荷台に無いことに気づき、引き返し探索したところ路肩にて発見した。



現場写真



[事故概要]

路面補修作業において、規制に備えて車両基地を出発し目的地に向かう途中、規制車両より規制機材(ジャンボコーン)が落下し、その後機材が落下した地点付近では、落下機材に起因すると思われる一般車両2台が関係する事故が発生した。落下に気付かずそのまま走行した規制車両においては、目的地到着後に機材が無くなっていることが発覚した。



[事故の原因]

車両の荷台に積みこみを安易に考え、固定等の措置をとっていなかったこと。

[事故防止対策案]

ロープで固定する、あるいはシートを張るなどの落下防止措置等を行う。

[参考]

< 道路交通法 >

第75条の10(自動車の運転者の遵守事項)

自動車の運転者は、高速自動車国道等において自動車を運転しようとするときは、あらかじめ、燃料、冷却水若しくは原動機のオイルの量又は貨物の積載の状態を点検し、必要がある場合においては、高速自動車国道等において燃料、冷却水若しくは原動機のオイルの量の不足のため当該自動車を運転することができなくなること又は積載している物を転落させ、若しくは飛散させることを防止するための措置を講じなければならない。

< 労働安全衛生規則 >

第151条の10(荷の積載)

事業者は、車両系荷役運搬機械等に荷を積載するときは、次に定めるところによらなければならない。

- 一 荷偏重が生じないように積載すること。
- 二 不整地運搬車、構内運搬車又は貨物自転車にあつては、荷崩れ又は荷の落下による労働者の危険を防止するため、荷にロープ又はシートを掛ける等必要な措置を講ずること。